

社会福祉法人小山町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小山町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条に規定する役員等の報酬及び費用(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員等 評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬 報酬、給与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 職務遂行に伴い発生する旅費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、本会職員を兼務し本会給与規程に基づき給与を支給する場合は、当該職員に対し報酬等を支給しない。

- (1) 会長及び常務理事 報酬等を支給する。
- (2) 前項以外の役員等 役員であることに対する報酬は支給しないこととし、法人業務を行う場合に報酬等を支給する。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等の報酬の額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長及び常務理事 別表第1に定める額
- (2) 監事 別表第2に定める額
- (3) 前2項以外の役員等 別表第3に定める額

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める金額を1人当たりの年額の上限とし、当該上限額を超える報酬は支給しない。

- (1) 監事 30,000円。ただし、監査時の報酬を除く。
- (2) 副会長 30,000円
- (3) 前項第1号以外の理事 20,000円
- (4) 評議員 20,000円

(報酬の支給対象となる法人業務)

第5条 役員等の報酬の支給対象となる法人業務は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、会長及び常務理事はこの限りでない。

- (1) 副会長 理事会、正副会長会議、評議員会、監事監査及び研修
- (2) 監事 理事会、評議員会、監事監査及び研修
- (3) 前2項以外の役員等 理事会、評議員会及び研修
(費用)

第6条 役員等が本会の理事会、評議員会及び各種会議に出席したときその他本会業務に従事した場合は、本会旅費規程に基づき旅費を支給することができる。ただし、本会以外の団体から報酬または費用の支給がある場合は、これを支給しない。

- 2 前項の規定に関わらず、会長及び常務理事の費用に関し、前項の規定により算出した1月当たりの費用が本会給与規程の規定により算出した通勤手当額を超える場合は、本会給与規程の規定により算出した通勤手当額を上限とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本会の用務のために出張をしたときは、本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。ただし、本会以外の団体から報酬または費用の支給がある場合は、これを支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 会長及び常務理事 毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第18条第4項に準じた日とする。
- (2) 監事
ア 監事監査に関する報酬 監事監査実施日以後の支払日とする。
イ 監事監査以外の本会業務に関する報酬 当該業務に出席した都度とする。
- (3) 前2号以外の役員等 当該業務に出席した都度とする。

- 2 役員等に対する費用の支給時期は、当該業務に出席した都度とする。ただし、会長及び常務理事の費用の支給時期は、次月の報酬支払日とする。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、静岡県知事の定款変更の認定があった日から施行する。
(社会福祉法人小山町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程の廃止)
- 2 社会福祉法人小山町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程（平成29年制定）は廃止する。
(社会福祉法人小山町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程の廃止)
- 3 社会福祉法人小山町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程（平成29年制定）は廃止する。

(経過措置)

- 4 この規程の施行の際現に費用額が確定しているものについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係） 会長及び常務理事の報酬

役員等の区分	月 額
会 長	40,000円
常務理事	80,000円

※ 会長の勤務は、原則として一日当たり3時間、一週間当たり3日とする。

※ 常務理事の勤務は、原則として一日当たり6時間、一週間当たり3日とする。ただし、これにより難しい場合は、一週間当たり18時間とする。

※ 本会就業規程第19条第1項に規定する勤務を要しない日以外の日が、同条第2項に規定する休日となる場合は、一日勤務した日とみなす。

別表第2（第4条関係） 監事の報酬

	日 額
監事監査への出席	5,000円
上記のほか、第5条に規定する本会業務のための出席	1,000円

別表第3（第4条関係） 評議員及び理事（会長及び常務理事を除く。）の報酬

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	1,000円
上記のほか、第5条に規定する本会業務のための出席	1,000円

(2) 理事（会長及び常務理事を除く。）

	日 額
理事会への出席	1,000円
上記のほか、第5条に規定する本会業務のための出席	1,000円